

阿蘇土地改良区だより No.13

みどり 水土里ネット阿蘇

発行者/阿蘇市黒川1451番地2 阿蘇土地改良区
Tel 0967-34-0749 Fax 0967-23-4150
Tel 0967-34-1230



第12工区集団減反



新春 あけましておめでとう
ございます。

組合員の皆様には、輝かしい
新年をお迎えお慶びのことと思
います。皆様方には日頃から土
地改良事業にご支援ご協力を戴
き、ありがとうございます。

昨年を顧みますと農業にとって天候不良による災害、
米の不作、価格の低迷など大変厳しい年でありました。
今年こそは素晴らしい年であるよう願うものでありま
す。

一般の農業情勢ですがご承知の通り、高齢化の進行、
そして新規就農者の不足など誠に厳しい状況にありま
す。また、担い手の問題は非常に深刻化しており営農
集団の育成に力を入れ効率的かつ安定的な農業経営を
行う担い手の育成をめざしています。今後、転作強化
による遊休地の増加が見込まれることから、これらの
農地を担い手農家に集積、作業の省力、有効利用を固
める必要があると考えます。事業においては、経営体育
成基盤整備事業も阿蘇一期は平成18年度に完了、阿蘇
二期に入り道路整備と用水整備を施行いたしております。
本土土地改良区の事業もハード事業だけでなくソフト
事業にも取り組んでおり、環境問題、特に水源涵養林
の育成(植林)等にも積極的に取り組んで参ります。今、
地球環境に感心の高い所でもあり、新聞などの報道に
よりますと、耕地の砂漠化、水の枯渇など、大変心配
されるところであります。又、平成18年度は中山間事
業に変わる資源保全対策事業が創設されモデル事業と
して取り組むことになっております。農業が他産業並みの
所得を得るための施策を考えることが大きな課題であ
ります。今年も役員員一同一層頑張りますのでこれま
で以上のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

総代会の開催と議決事項について

第70回通常総代会

日 時 平成17年3月31日 午後1時30分
 場 所 阿蘇市農村環境改善センター
 定 数 78名、現在数75名、出席者59名(出席率78.6%)
 議 長 第一選挙区 森本一仁総代
 議 案

承認第1号	定款・規定の一部変更及び監査細則の変更について	原案可決
承認第2号	平成16年度退職給与積立金特別会計補正予算について	原案可決
承認第3号	農地流動化支援水利用調整事業補助金の補正について	原案可決
承認第4号	土地改良施設維持管理適正化事業の加入について	原案可決
承認第5号	平成17年度の事業計画について	原案可決
承認第6号	平成17年度借入金の最高限度額について	原案可決
承認第7号	平成17年度賦課金徴収額並びに徴収方法について	原案可決
承認第8号	平成17年度役員報酬並びに会議費用弁償額について	原案可決
承認第9号	平成17年度金銭預入先について	原案可決
承認第10号	平成17年度歳入歳出予算案について	原案可決

平成17年度一般会計歳入歳出予算書

歳 入	一金	712,890,000円也
歳 出	一金	712,890,000円也
差引残高		0円也

【収入の部】

単位：円

款	金 額
一款 組合費	475,996,000
二款 補助金	56,724,000
三款 雑収入	17,488,000
四款 区債及び借入金	157,940,000
五款 繰越金	4,742,000
合 計	712,890,000

【支出の部】

単位：円

款	金 額
一款 事務所費	51,054,000
二款 選挙費	0
三款 管理費	119,826,000
四款 財産費	2,500,000
五款 負担金	21,700,000
六款 償還金	517,710,000
七款 予備費	100,000
合 計	712,890,000

第71回通常総代会

日時 平成17年7月26日 午後1時30分
 場所 阿蘇市農村環境改善センター
 定数 78名、現在数75名、出席者56名(出席率74.6%)
 議長 第二選挙区 中村敏明総代

承認第1号 平成16年度事業報告について

原案可決

承認第2号 平成16年度決算報告及び財産目録について

原案可決

監査報告

私達監事4名は、阿蘇土地改良区定款第21条及び阿蘇土地改良区監査細則第4条の趣旨に基づき、平成16年度第1回定期監査を執行し、運営・事業・会計・経理において何ら異常等は認められなかったことを報告いたします。

- 1.監査をした年月日 平成17年7月4日～7月6日
 2.対象とした年月日 平成16年4月1日～平成17年3月31日

総括監事 家入勝吉 印
 監事 西田満士 印
 監事 小嶋偉男 印
 監事 山本九州男 印

承認第3号 滞納処分について

原案可決

平成16年度一般会計歳入歳出決算書

歳入 一金 745,546,356円也
 歳出 一金 745,215,036円也
 差引残高 331,320円也(翌年度へ繰越)

【収入の部】

単位：円

款	金額
一款 組合費	499,555,199
二款 補助金	78,965,000
三款 雑収入	21,104,357
四款 区債及び借入金	145,640,000
五款 繰越金	281,800
合計	745,546,356

【支出の部】

単位：円

款	金額
一款 事務所費	36,719,034
二款 選挙費	0
三款 管理費	127,576,554
四款 財産費	2,500,000
五款 負担金	18,800,000
六款 償還金	559,619,448
七款 予備費	0
合計	745,215,036

財産目録

平成17年5月31日現在

資産

単位：円

	金額
流動資産(現金、預金、未収金)	19,419,210
特定資産(積立金他)	112,428,814
基本財産	204,000
固定資産	27,515,604
資産合計	159,567,628

負債

単位：円

	金額
長期負債(農林漁業資金借入金)	1,986,034,362
短期負債(積立金、借入金)	112,428,814
負債合計	2,098,463,176

平成17年度賦課金(10a当たり)一覧表

賦課期日 平成17年10月31日 / 徴収期日 平成17年11月20日

賦課金の名称	賦課区分	10a当たり賦課金額
1. 経常賦課金	ほ場整備田	1,100円
	ほ場整備田以外の農振地	600円
	農振外地	300円

2. 償還金及び利子並びに維持管理費 (単位: 円)			
工区	償還金	維持管理費(積付田)	維持管理費(減反田)
7工区	3,830	4,600	2,700
8工区1号	9,842	4,000	2,000
8工区2号	9,842	2,000	1,000
9工区1号	6,081	3,000	1,500
9工区3号	6,081	5,000	2,500
9工区4号	6,081	2,400	1,200
9工区5号	6,081	6,200	3,100
小野田用水	6,081	1,000	1,000
10工区	3,951	1,000	1,000
11-1工区(東)	8,484	2,800	1,600
11-1工区(西)	8,484	6,000	3,500
11-2工区(東)	15,287	5,800	3,600
11-2工区(西)	16,000	5,800	3,600
12工区	23,555	8,500	5,300
13工区	17,686	5,000	2,900
14工区	9,437	5,100	2,700
15工区	13,109	5,900	3,100
16工区	20,941	5,900	3,600
17工区(幸俣)	9,922	2,100	1,300
17工区(北田)	9,922	4,000	1,000
17工区(竹の下)	9,922	1,500	1,000
17工区(平の前田)	9,922	4,500	1,000
17工区(砂間大堀)	9,922	1,400	700
17工区(下野)	9,922	2,000	0



平成17年度田んぼの学校の阿蘇片里より

水は自然からの大事な贈り物です。
感謝しながら大事に使いましょう!!!

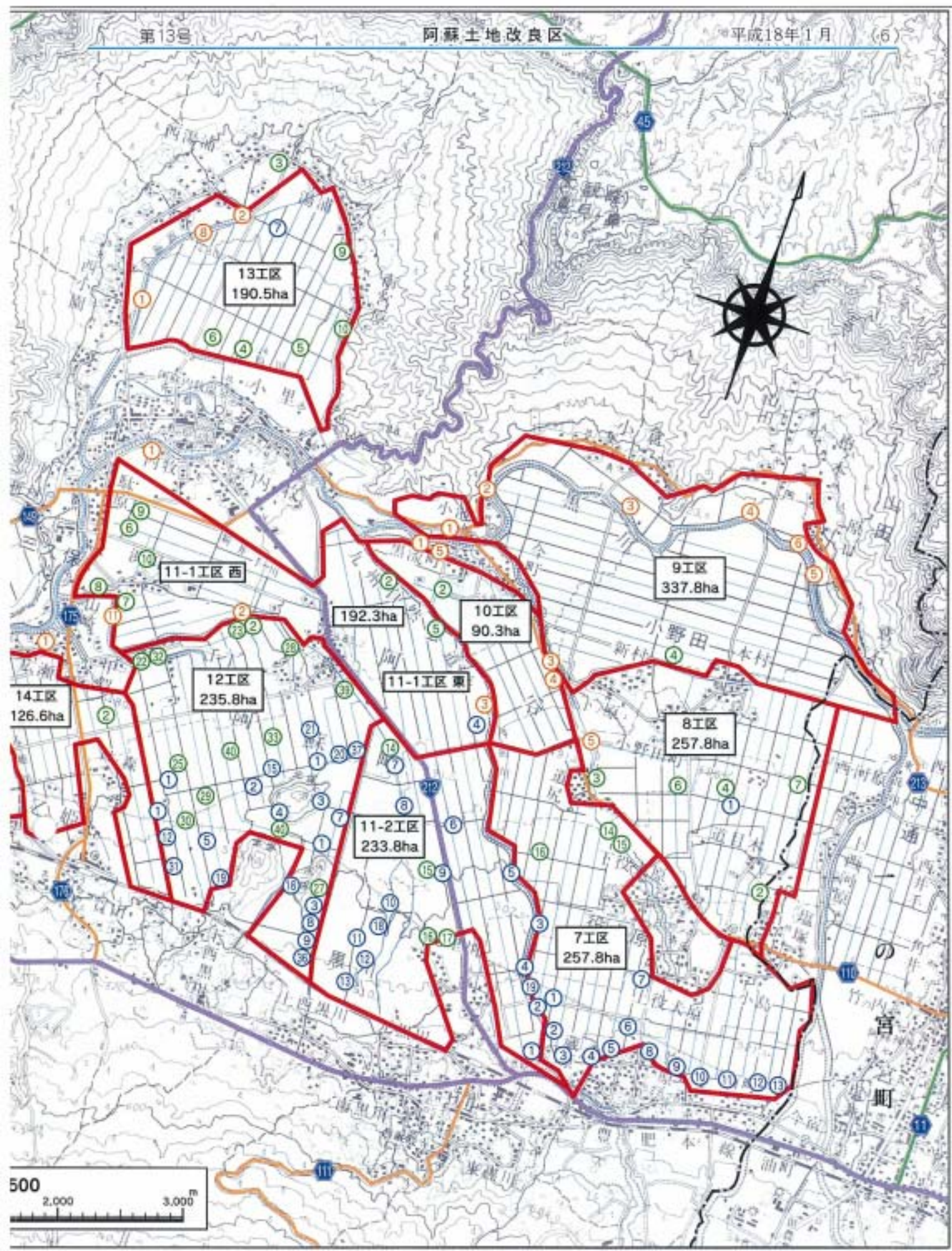
各工区用水委員長名簿

工 区	用水委員長名	電話番号
7	蔵原孝光	34-0174
8	森下今朝年	34-1010
9	井野俊洋	32-1802
10	猪嶋敏信	32-0423
11-1 (東)	本田秋義	32-0518
11-1 (西)	坂田一雄	32-1206
11-2	高津勝幸	34-1077
12	木本健喜	34-0663
13	高宮光明	32-1347
14	本田二男	32-0155
15	五嶋一俊	32-2731
16	嶋川 迎	32-4452
17	岩村良一	35-0655

各工区用水管理人名簿

工 区	氏 名	電話番号
7工区 南	竹原春夫	34-1204
東	中島忠市	34-0581
西	坂本房友	34-1043
8-1	佐伯主計	32-1070
8-2 東	森 広太	34-0032
西	北里信男	32-2866
9-1・2	池田益雄	32-0870
-3	宮崎常男	32-1819
-4	広石澄男	32-1825
-5	井 幸男	32-2853
小野田用水	佐伯主計	32-1070
10	坂梨安敬	32-0749
11-1 東	橋本 勲	32-1824
西	洞田眞誠也	32-2127
11-2 東	中島建司	34-1085
西	草尾重一	34-1162
12 西	田中弘幸	32-2145
北	大津 功	32-2440
南	森 耕喜	34-0761

工 区	氏 名	電話番号
13工区 南	下田岩夫	32-1557
東	江藤宗敏	32-1808
14	下原信男	32-0317
15 東	大木今朝光	32-2043
中	五嶋義行	32-2196
西	五嶋一俊	32-2713
16 東	山本常昭	32-1700
中	中川須雄	32-2345
西	江入敏雄	35-0361
17 市の川	山内市男	35-0807
竹の下	山内信雄	35-1032
向 原	日田政次	35-0938
	日田秀喜	35-0454
	川口義矢	35-1008
北 田	小坂今朝和	35-0804
白雲南	梅井光一	35-0417
一町八反	村上哲雄	35-0815
男 淵	宮崎 明	35-0734
車 帰	中村勝秋	35-0959



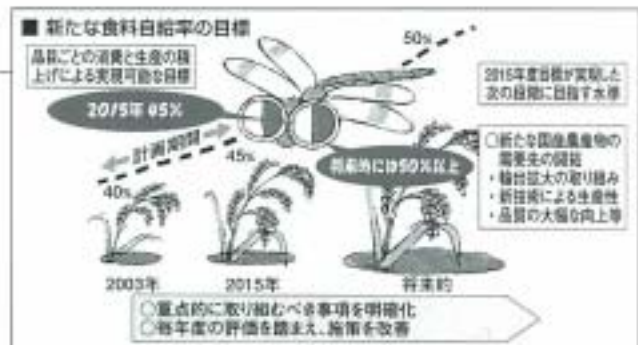
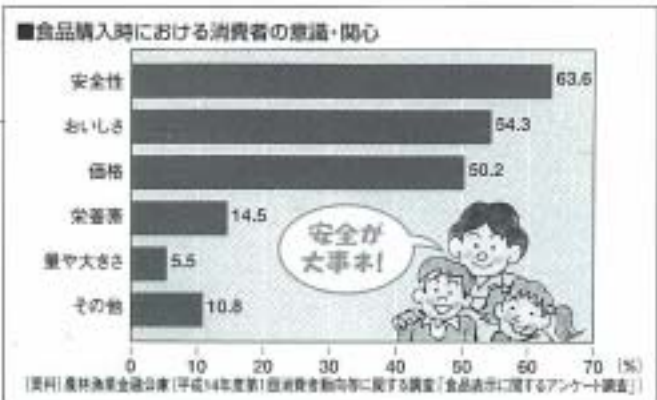
さく てい が策定されました

に関する施策についての基本的方針

けれども、日本の農業は高齢化が進み、経営規模拡大が遅れています。にもかかわらず、農村が持つ景観や環境保全など多面的機能への期待は高まるばかりです。これからは持続可能な社会の現実に向け、国民全体の共有財産として農村を振興させることが必要です。こうした改革を進めるにあたり、消費者視点を反映させるほか、環境保全を重視し、農業者や地域の主体的で創意工夫のある取り組みを支援していきます。

ズに応えた生産を進め、食料自給率を伸ばしていきます。

食料自給率を10年後の2015年には45%にし、将来的には50%以上確保するため、輸出拡大に向けて取り組み、新技術による生産性、品質の大幅な向上を目指します。



に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

農業の持続的な発展

- 望ましい農業構造の確立に向けた担い手を育成・確保します。
- 担い手の明確化と支援の集中化・重点化を実施します。
- 集落営農の育成・法人化を推進します。
- 食料供給力の重要な基盤である農地の効率的利用を促進します。
- 経営発展に向けた多様な取り組みを促進します。
- 農業生産全体を環境保全重視に転換し、農業活動に伴う環境への負荷を低減します。
- 日本の高品質な農産物・食品の特性を生かし、輸出を促進します。
- 未利用バイオマスや資源作物の利活用を進めます。

農村の振興

- 地域資源(農地・農業用水、農村景観、農村環境)が保全管理されるよう、地域住民等が一体となった取り組みを促進します。
- 農村経済を活性化します。
- 都市と農村の共生、交流を促進します。

新たな食料・農業・農村基本計画

2005年3月、政府はおおむね5年ごとに見直されている食料・農業・農村基本計画を新たに策定しました。

今回の基本計画は、近年、食料・農業・農村をめぐる情勢が大きく変化したことを踏まえ、特に食の安全や環境への配慮などが重視され、土地の利用集積といった農業構造改革、また農地・農業水路などの資源保全管理施策が盛り込まれています。

食料・農業・農村基本法



第1 食料・農業及び農村

近年、BSEの発生などによって、食への関心が高まったほか、健全な食生活への関心も高まりました。一方、加工食品・外食志向が伸び、食品産業は輸入農作物への依存が高まっています。いま、食の安全性を確保し、食品産業の多様な需要に応じていく農業への転換が急務です。

第2 食料自給率の目標

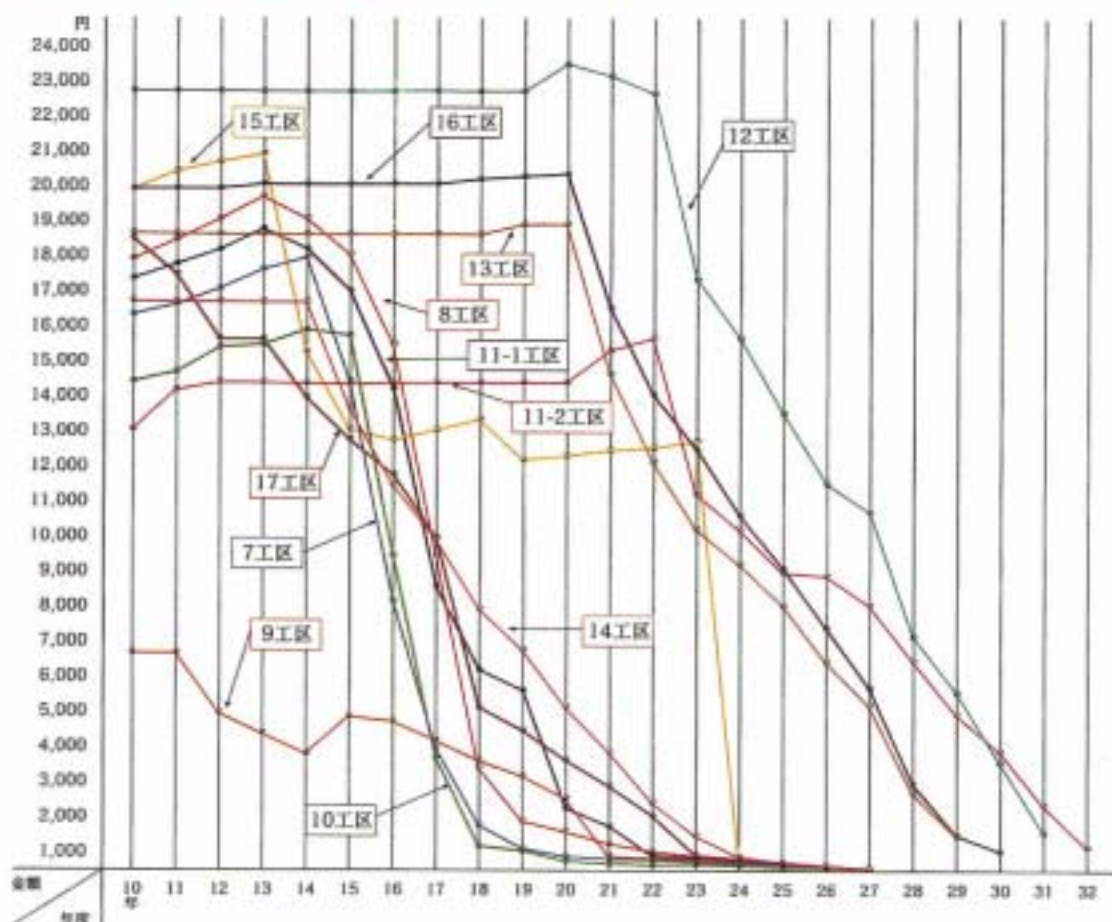
2000年に策定された前基本計画では、2010年度のカロリーベースの食料自給率の目標は45%でした。しかし、ここ5年間、食料自給率の動向は40%と横ばいのまま。そのため、今後は食生活の見直しとともに、多様化している消費者二-

第3 食料・農業及び農村

食料の安定供給

- 食の安全及び消費者の信頼を確保します。
- 望ましい食生活の実現に向けた食育を推進します。
- 食生活の改善に資する品目を消費拡大します。

県営ほ場整備事業費償還金支払年次表 (但し担い手育成支援事業と平準化事業取り組み後)



※各人の償還年度終了は、各々施行年度によって違います。

移動があった時は資格得喪通知の提出をお願い致します。

- (1) 農地の売買があったとき。
 - (1) 農地を小作した又は小作に出したとき。
 - (1) 名義を変更(農業者年金受給などにより経営移譲)したとき。
- (注) 資格得喪通知は土地改良法第43条により、組合員からの通知が義務付けられております。この通知を怠ると元の組合員にそのまま賦課金がかかることになります。

土地改良財産(用排水路、道路)の使用について

土地改良財産の多目的使用については、定款第4条第2項の規定により、本土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良施設を他の目的に使用させるとあるが、浄化槽の設置、橋梁・道路等の使用については、無断使用しないよう届け出をしてください。

用排水路の維持管理をしましょう

各工区ごとに用排水・道路維持管理委員会が組織されているが、用排水路等の畦畔の草刈がされていない所があるようです。今年も、各工区ごとに、日時をきめて土地改良区から通知しますので、全組合員総出で、自分たちの用排水路の管理をしましょう。